

魚津市民バス（市街地巡回ルート東・西回り）運行業務仕様書

概要

この仕様書は、道路運送法第78条（昭和26年法律第183号）の規定に基づく自家用有償旅客運送により行う魚津市民バス市街地巡回ルート東・西回りの運行及びその管理について、委託契約を締結するために定めるものです。

なお、ここに記載されていない事項については、委託者である魚津市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が協議のうえ決定するものとする。

1 事業の目的

市街地を中心とした区域に魚津市民バスを運行し、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図り、もって市民の福祉を増進し、地域活性化の促進と市街地における生活利便性及び市民の回遊性を向上させることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業主体 甲（魚津市、令和6年10月7日付け自家用有償旅客運送者登録 北富市交第3号（別紙登録証写し参照）

(2) 委託業務の概要

ア 車両の管理

イ 市民バスの運行業務

ウ 使用料の徴収

(3) 運行期間及び運行日 令和7年4月1日～令和8年3月31日の間、毎日運行

※1 運休日 12月31日～1月3日を運休日とする。

※2 運行日数 361日

(4) 使用車両

甲が乙に無償で車両を貸与し、運行を実施。ただし、緊急時等において代車で運行する必要がある場合は、乙が準備する車両により運行すること。なお、代車は、原則として下記車両の乗車定員又は座席数以上を確保するものとし、代車費用は、1日1ルート当たり56,000円以下（使用が半日となった場合は、28,000円以下）とする。

○ 小型低床バス2車両（日野ポンチョ・ロングボデー 乗車定員33人、座席数17席、平成25年3月式、型式HX9JLBE）により運行。

(5) 運行ルート 市街地巡回ルート東・西回りの双方向の2ルート

○ ルート（別図参照）

○ 停留所名及び時刻表（別表参照） 【東回り】1周約17.1km、停留所31箇所

【西回り】1周約16.3km、停留所31箇所

(6) 運行頻度 東・西回りとも「1日8便」

(7) 運行条件

ア ワンマン方式が原則

イ 条例等の遵守 魚津市民バス運行に当たっては、条例、規則及びその他の関係法令を遵守し、利用者が快適にバス利用できるように努めること。

ウ その他 その他については、甲乙協議の上決定する。

(8) 使用料（運賃等）

ア 1人1乗車200円、小学生、中学生及び高校生100円（未就学児童は無料）

※ペイペイ払いの場合は、1人1乗車153円、小学生、中学生及び高校生77円。

イ 回数乗車券（1枚で1乗車とし、13枚綴りで2,000円、小学生、中学生及び高校生は13枚綴りで1,000円）

ウ 一日乗車券（500円。小学生、中学生及び高校生300円。購入した日のみ1日何回でも乗車可能）

※1 回数乗車券及び一日乗車券は、魚津市民バスの市街地巡回ルート東・西回り、上野方、松倉、坪野、中島、天神、経田一道下、片貝、西布施ルートにおいて使用できるものとする。

※2 ②及び③の券は、バス車内及び乙の事業所（営業所）にて販売できるものとする。

(9) 運転手

乙所属の大型（第1種又は第2種）運転免許所有者とし、運行開始前までに甲へ報告すること。※大型第1種のみを取得者は、国土交通省が指定する講義の受講済みであること。

(10) 運行管理等

ア 運転者に対し、適切な指揮監督を行うこと。

- ・運行管理者を選任し、甲へ報告すること。
- ・教育項目は、運転業務、法令並びに非常信号用具、非常口及び消火器等の取り扱い、接客サービス、事故事例の検証等について定期的に行うほか、必要に応じて随時行うこと。
- ・運転状況に変化があるときは、適切な指示を行える体制を確立しておくこと。
- ・自動車の安全確保のため遵守すべき事項及び乗務員の服務規律の指導徹底並びに遵守事項の査察を実施すること。
- ・運転者に乗務指示を行うときは、健康の状況、運行経路の状況、車両の状態等を十分考慮のうえ、適切な割り当て及び配置とすること。
- ・事故惹起運転者、初任運転者、高齢者（65歳以上）には、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、適性診断を受けさせること。

イ 運転者ごとに乗務員台帳を作成し、営業所に備え付けること。

ウ 運転手の勤務時間管理を行い、過労防止を十分考慮した乗務配置とすること。

エ 運転基準図を備えること。

- ・運転基準図を作成し、事務所に常備すること。また、改定する必要が生じた時に、速やかに行うこと。
- ・運転者に対し、運転基準図に基づき適切な指導を行うこと。

オ 運行表を備えること。

- ・停留所の発車及び到着時刻その他運行に必要な事項等を記載した運行表を作成し、変更があったときは速やかに改定するものとし、運転手に携行させること。

カ 乗務の指示を確実に言い、特に早発の禁止の徹底を図ること。

キ 運転手に対し、乗務開始前点呼を実施すること。

- ・原則として、対面により点呼を行い、疾病、疲労、飲酒等の心身状況を聴取するとともに、外観的健康状態及び服装を観察して、サービスの適否を判断すること。
- ・健康状態が不適と認められ、また、その旨本人から申し出があった場合は、事情を判断し、必要に応じ甲の管理者と協議の上、代務運転者を乗務させること。（運行途中も含む。）
- ・天候、道路状況、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等から照らして安全運転に必

要な指示、注意を行うこと。

- ・運転免許証、業務上定められた携行品の有無を確認すること。
- ・車両の日常点検及び運行開始前点検の実施を確認すること。

ク 運転手に対し、乗務終了後点呼を実施すること。

- ・原則として、対面により点呼を行い、運行、道路、車両、旅客の状況について報告を受けること。
- ・乗務記録等、業務上定められた携行品を提出させ、これを点検すること。

コ キ及びクの点呼を行い、報告を求め、指示したときは、運転手ごとに点呼を行った旨、報告及び指示の内容等を記録し、その記録を1年間保存すること。

サ 乗務記録の管理を行うこと。

- ・乗務記録を運転手ごとに記入させ、1年間保存すること。

シ 事故（故障時も含む）等により運行を中断したときは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第18条及び第19条により適切な処置を行うとともに、甲に速報し、誠実かつ責任を持って事故処理にあたること。

- ・事故等の記録及び報告書（重大な事故又は故障のとき）を速やかに甲に提出するとともに、3年間保存すること。

ス 異常気象時には、甲と協議しながら必要な対応をすること。

セ 休憩・仮眠等施設の確保及び管理を行うこと。

ソ 国土交通省から発せられる自動車事故警報等に基づく事故防止対策に関する通知の実施について周知徹底すること。

(11) 車両整備管理

ア 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の4の規定に基づく整備管理者の有資格者の中から、整備管理者を選任し、適切な車両整備を行うとともに、車両の状態に基づいた運行指示を行うこと。

イ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条の2第1項の規定に基づく日常点検を車両の走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第1条の国土交通省で定める技術上の基準（自動車点検基準に定める基準）により、目視等で車両の点検を行うこと。

ウ 運行開始前点検を1日1回、自動車点検基準に定める基準により点検を行うこと。

エ 自動車点検基準に定める基準により定期点検を3か月ごとに行うこと。

オ 車内清掃は、運行開始前と終了後に必ず実施すること。

カ 洗車は、1日1回実施するように努めること。

キ 運行終了後、施錠のうえ所定の位置に格納すること。

(12) 報告について

乙は、必要に応じて下記のとおり報告するものとする。

ア 運行管理者及び従事者（運転手等）報告書…契約後、運行開始5日前までに提出すること。

イ 乗降調査

各ルートにおいて乗降調査（運行した次の日を目途に、甲へFAXにて報告）を実施するとともに、甲が実施するアンケート調査に協力すること。

ウ 3か月点検及び車検、点検に関する報告…各点検時のチェックシートを提出すること。

エ 事故報告書…事故又は、修理が必要なときは、乙は甲へ速やかに報告書にて報告すること。

- オ 年度上半期事業報告書…令和7年9月30日の運行が終了した時点において、年度上半期の事業報告書を乙は速やかに甲へ提出すること。
- カ 苦情処理簿…乙で受付した苦情処理については、その対応内容も含め、速やかに甲へ書面（FAX可）にて報告すること。
- キ その他…甲は必要があるときは、乙に対して委託業務実施状況について、報告を求めることができ、乙は速やかに報告するものとする。

3. 事業費の算出内容

番号	項目	算出内容
(1)	運転手人件費	運転手の人件費は、下記の運行時間に安全点検や準備、後片付け、回送の時間を含めたもので算定すること。なお、回送時間を含めると連続4時間以上の運転とならない人員配置とすること。 <u>運転手に支給する賃金について、日当13,243円以上（基本給1,300円/時間以上）とすること。</u> (運行時間)：東回り 8時50分～18時05分 7時間02分(回送20分含む) 西回り 9時20分～18時35分 7時間02分(回送20分含む)
(2)	運行管理費	事業運行に伴う運行管理費 運行管理に伴う人件費、消耗品費、光熱費、事務費等を含むものとする。
(3)	燃料・油脂費	(燃料費) 委託期間の総運行距離（事業運行距離に回送距離を加算したもの）に軽油単価を乗じたものとする。なお、入札時における市想定軽油単価は次のとおりとする。毎月の市契約軽油単価の平均値と入札軽油単価との比較により、年度末に清算するものとする。 <u>ただし、年度末に精算した金額が、委託業務に係る契約年度割額の下1%相当額の範囲を越えた場合に、越えた部分についてのみ清算行為を行う。</u> なお、車両の燃費については、メーカーのカタログによると6.5km/Lとされているが、市では一般的に実燃費との差が生じることや運行実態を勘案し、<u>3.7km/L</u>を想定燃費としている。入札にあたっては、市想定よりも優れた燃費で積算してもよいが、実燃費が入札時の想定を下回った場合でも、市がその補填を行わないので、あらかじめ留意願います。 ・市想定軽油単価：<u>154円/ℓ（税込み）</u> ・精算対象額の計算方法 ①契約時の市想定軽油単価に基づく燃料・油脂費当初請負相当額 $\text{当初全体請負額} \times (\text{燃料・油脂費当初設計額} \div \text{契約時全体設計額})$ ・・・ア ②毎月の市契約単価の平均値に基づく燃料・油脂費変更請負相当額 $\text{ア} \times (\text{市契約軽油単価平均値} \div \text{市想定軽油単価}) \cdots \text{イ}$ ③（アとイの差額）＞（委託業務に係る契約年度割額の1%）の場合に、（アとイの差額）－（委託業務に係る契約年度割額の1%）が精算対象。 (油脂費) エンジンオイルは1万km毎の交換を目安とする。

(4)	車両管理費	車両管理費は以下の経費とする。 (タイヤ交換、組替え費用及び廃タイヤ処分費用) ①夏季のタイヤ交換…6万kmに1回の交換を目安 ②冬季のタイヤ交換…2万kmに1回の交換を目安 ※1年間の想定走行距離【回送を除く】約10万km 交換目安キロ数に達した時点で、「すべてのタイヤを交換する」前提で積算を行うこと。ただし、交換目安キロ数に満たない場合で、タイヤの偏磨耗等により、安全走行に支障をきたすと判断される場合は、甲乙協議のうえ、状況に応じて一部タイヤを交換することができる。 。なお、現在車両に装備されている夏タイヤ及び冬タイヤについては、新品に交換し、既存タイヤの処分した上で運行を開始する前提で積算行うこと。 ③運行期間中におけるタイヤ履き替え、組替え費用 (整備点検費用、簡易修繕費用及びタイヤ交換費用) ①各種定期検査…3か月点検等費用、点検時の代車費用 ②車検費用…自動車税、自動車重量税、自賠責保険料、車検時の代車費用 車検については、令和8年3月を予定 ③タイヤ交換費用…安全走行に支障をきたすと判断される場合のタイヤ交換費用 ④②、③に伴う整備修繕費用など ②に伴う整備修繕費用や簡易修繕及び③については、1車両につき1,500,000円とし、2車両で3,000,000円を限度額とする（これを超える分は、各年度末に精算等により対応する）。 (任意保険) 任意保険は、下記の内容以上のものとし、運行開始5日前までに市へ契約書の写しを提出すること。 ①車両保険に加入すること。 ②対人賠償及び対物賠償保険は1事故1人当たり無制限のものに加入すること。 ③搭乗者傷害保険は1人当たり1千万円以上でかつ、入院日額10,000円・通院日額5,000円または部位症状別払い以上のものとする。 。④無保険者傷害保険に加入すること。 ⑤人身傷害保険は、1人あたり3千万円以上のものに加入すること。 (消耗品等その他車両管理に必要な経費) タイヤチェーン、洗車用具及び不凍液など、通常の車両管理に伴う諸費用
(5)	その他の経費	上記以外の費用で魚津市民バス運行事業に必要な経費

※1 入札は、前各号の事業費の総額で行うものとし、消費税及び地方消費税を含むものとする

※2 事業費の例外について

ア 簡易修繕以外の修繕については、基本的に甲の負担とするが、

修繕の内容ごとに協議を行うものとする（別紙契約書案第11条参照）。

イ 当事業実施に伴う時刻表等のチラシ及びポスターの印刷費用、広告費用等については、甲が作成し、乙はその配布、掲示について協力する。

4 入札及び契約方法等

(1) 条件付き一般競争入札

3の事業費の算出内容に基づき、別紙入札書で入札を実施する。

(2) 委託契約額の支払と精算等

ア 支払業務

委託料の支払いは、委託契約金額を12回に分割して支払うものとする。なお、委託料の年度割額及び月ごとの支払い金額は、甲乙の協議のうえ、契約書に定めるものとする。

令和7年4月分から令和8年3月分までの委託料の支払額は契約書に定める金額とし、事業が終了した月の翌月の10日までに、乙は甲へ請求するものとする。

令和8年3月の委託料の支払いは、当該年度の委託料年度割額から当該委託年度中の協議に基づく運休等により減額となった費用及び簡易修繕分としての限度額を超えて修繕を行ったことによる増額となった費用、燃料単価の上下に伴い燃料費が増減した費用等を加除した金額で、乙は甲へ請求するものとする。

なお、甲は、乙の適法な請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払うものとする。

イ 精算業務

乙は、各年度終了後15日以内に事業精算書を甲へ提出し、甲の検査を受け、委託料を精算するものとし、年度ごとの最終月に調整して支払うものとする。

ウ 1日1両当たりの運行費用

乙は、上記の精算業務等を適正に行うため、委託契約後、速やかに3-(1)~(5)について、運行日数と車両数で割り戻した「1日1両当たりの魚津市民バス（市街地巡回東・西ルート）運行見積書」を甲へ提出すること。なお、この見積書に基づき精算業務等を行うものとする。

(3) 使用料の納入

甲は、乙へ使用料徴収事務を委託する。

乙は、事業が終了した月の使用料収入（運賃収入、一日乗車券、回数券）を取りまとめ、翌月の5日までに別紙収入金額一覧表を甲へ報告するとともに、甲の指定する様式に基づき速やかに甲へ納入する。

甲は納入するために必要な書類を、事前に甲が準備し、乙へ引渡すものとする。

(4) その他

その他については、別紙契約書（案）参照

5 事業実施に対する留意事項

(1) 法令及び条例、規則及び要綱を遵守すること

(2) 安全運行の実施と利用者の安全を確保すること

(3) バス利用推進及び公共交通活性化のための対外的広報活動や啓発は、甲乙協議して、積極的に取り組むものとする

(4) 再委託は禁止する